送信先　福岡労働局職業対策課雇用指導開発係（電話092-434-9806）

　メールアドレス：koyoushidou\_40@mhlw.go.jp

外国人雇用管理アドバイザー（雇用管理担当）訪問依頼書

　外国人雇用管理アドバイザー（雇用管理担当）は、外国人労働者を雇用する福岡県内の事業所において、雇用管理上の相談（社内における労務管理、賃金、休暇、評価、研修、社会保険等）に対応するため、福岡労働局が、雇用管理を専門とする社会保険労務士に委嘱して実施しています（※本局ではアドバイザー（職業生活担当）の委嘱は行っておりません）。

なお、「在留資格変更等の相談」については、本局から出入国在留管理局への手続き等を専門とする取次行政書士に委嘱して実施しており、福岡外国人雇用サービスセンターにて、毎週火及び木曜日に予約制（電話092-716-8608）で実施しています。

【外国人雇用管理アドバイザー（雇用管理担当）の訪問を希望される場合の手順】

1. 本依頼書を、福岡労働局職業対策課へ電子メールにより送信してください。
2. 福岡労働局担当者が、外国人雇用管理アドバイザー（雇用管理担当）と日程調整。
3. 福岡労働局担当者から、事業所のご担当者様に日程調整の結果を連絡。

【事業所情報】

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  |
| 担当者  所属・氏名 |  |
| 電話番号 | （　　　　　） |
| メールアドレス |  |
| 訪問希望  日時・時間帯 | ①令和　　年　　月　　日　　時　　分　～　　　時　　分  ②令和　　年　　月　　日　　時　　分　～　　　時　　分  ③令和　　年　　月　　日　　時　　分　～　　　時　　分 |
| 事業所から  の伝達事項 |  |
| 質問内容 | （※）アドバイザー訪問時には、「外国人雇用状況届出」、「外国人雇用管理指針」の説明等を行います。その他、事前にご質問事項があれば、ご記入ください。 |

　※日程調整が困難な場合は、上記の希望日時以外で、再調整をお願いする場合がありますのでご了承ください。